

# 中古畜産機械施設リースのご案内

(平成24年4月1日版)

平成22年4月から、飼料生産利用施設（草地造成用機械施設及び自給飼料生産利用機械施設）であって、次の基準をみたす中古畜産機械施設は、（財）畜産近代化リース協会のリース対象となります。

## 1 機械施設の残存期間

新品の法定耐用年数（農業用設備は7年）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が3年以上あること。

即ち、機械施設の経過年数が4年未満の機械施設が対象となります（耐用年数が7年の場合）。

※ 経過年数は、製造又は輸入年月日から売買契約書の締結年月日までの期間をいいます。

## 2 販売業者等

古物営業法に定める古物商の免許をもっていること。

なお、借受者（農協等）が再貸付団体（農協等）に再貸付けを行う場合は、借受者も古物商の免許が必要です。

上記の2条件を満たせば、通常の貸付申請と同じ方法で中古畜産機械施設のリースが受けられます（申請は、新品の貸付申請と別個にお願いします。）。

## 【中古畜産機械施設の例】

・草地造成用機械施設

各種トラクター、各種ローダー、プラウ等

## 中古畜産機械施設の貸付けに関する基準

### 第1 貸付けの対象とする機械施設の範囲

次の種類の機械施設であって、新品についての法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が3年以上のものを貸付けの対象とする。

- (1) 草地造成用機械施設  
各種トラクター、各種ローダーなど
- (2) 自給飼料生産利用機械施設  
牧草刈取用機械（モアールなど）、乾燥調製用機械（レーキなど）、収穫用機械（ハーベスター、ベラー、ラッピングマシンなど）、肥料散布用機械（スプレッダーなど）など

### 第2 貸付期間

貸付期間は、第1に規定する残存期間と同一の年数とする。ただし、5年を上限とする。

### 第3 取得価額

当協会の取得価額は、借受者と販売業者等との間で合意した現地渡し価額とする。ただし、その価額が、新品について取引された時の売買価額を上回るものは、貸付けの対象としない。

### 第4 販売業者等

売買契約の相手方は、次のいずれかに該当する者であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）に定める古物商の許可を得ているものとする。

- (1) 畜産機械施設の製造、輸入又は販売のいずれかを業とする者であって、これらの者により組織された全国的な団体の直接又は間接の構成員であるもの
- (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

### 第5 書面の提示

対象とする機械施設は、販売業者等から借受者に対して次の事項を明らかにした書面が提示されているものでなければならない。

- (1) 銘柄名、型式、仕様、機体番号、製造（輸入）年月日
- (2) 製造業者名（輸入品については、輸入業者名及び輸入先製造業者名）
- (3) 機械施設の使用歴
- (4) 点検整備状況、交換部品の供給体制、メンテナンス体制
- (5) 販売業者等による評価価額と新品時の価額
- (6) その他中古機械施設の状態などを判断するために有用な情報